

令和7年度コミュニティ助成事業の注意事項について

年度当初に送付させていただいております。高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金（全額補助）及び高知市防災資機材等整備費補助金（半額補助）と比較すると、助成金額は大きいものとなっておりますが、その分、申請にあたって準備いただく書類等も多くなっております。つきましては、下記のとおり、注意事項をQ&Aの形式でまとめておりますので、必ずご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

記

Q1 提出書類について

A1 以下①～⑦の書類を提出いただく必要があります。

- ① 令和7年度高知市コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）補助金交付申請書
- ② 別紙 宝くじの社会貢献広報の仕方
- ③ 令和7年度コミュニティ助成事業 別記様式1号別表
- ④ 自主防災組織の規約（会則・規約等）
- ⑤ 令和6年度事業計画書及び予算書
- ⑥ 金額積算根拠（見積書）
- ⑦ 購入資機材のカタログの写し（カラー）

※④～⑥についてはコピー提出が可能です。⑥について、購入備品の品番（型番）が必須となります。（「一式」は原則不可）

※⑦について、カタログ等のカラーコピーはA4たてサイズにて提出をお願いします。

※記入方法で不明な点等ございましたら、お早めに当課までご連絡ください。

Q2 広報表示について

A2 広報表示（設備へのクーちゃんプレートの接着等）は、整備した設備・備品（付属品・備品を含む）の全てに、カラーで実施いただく必要があります。広報表示の出来ない設備、備品は助成対象外です。「令和7年度コミュニティ助成事業 留意事項」の25、26ページに広報表示の注意点や参考例が記載されておりますので、ご確認ください。なお、広報表示に係る経費（プレート代等）は助成対象です。

Q3 助成金額について

A3 200万円が上限となります。（10万円単位）

例）費用が148万円の場合…140万円は助成されますが、8万円は自主防災組織負担となります。

Q 4**助成対象となる設備（資機材）について****A 4**

地域の防災活動に直接必要な設備等（建築物・消耗品は除く）の整備に関する経費が助成対象となります。要綱で示されている設備や過去に助成対象となるか確認した設備は以下のとおりです。

（対象例）

基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫・物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る。設置に係る費用も助成対象。）、発電機、テント、リヤカー、投光器、AED、スポットクーラー、浄水機、プロジェクタースクリーン及び投影機（建物への取付を行わない場合に限る）、テーブル、イス、ソーラーパネル付き蓄電池、ポータブル電源セット 等

※簡易トイレは「消耗品」扱いとなり、助成対象外です。

※防災倉庫については、床面積が10㎡を超えるような大きさのもの（建築基準法上の建築物に該当するもの）や設置にあたって土地の整備を要するものについては助成対象外です。

※既存設備の修理、修繕等は助成対象外です。

※助成対象となるかどうか不明な場合は、申請前に必ず当課への確認をお願いします。

Q 5**交付申請以降の流れについて****A 5**

- ①申請後、助成の可否については、一般財団法人自治総合センターにおいて、令和7年3月末頃に決定される予定です。
- ②決定内容を、申請いただいた自主防災組織に連絡させていただきます。（決定を受けた自主防災組織については、別途手続きに必要な書類を送付）
- ③決定連絡を受けた自主防災組織は設備の購入等を実施していただきます。
- ④設備の購入、納品等が完了次第、当課へ所定の様式にて報告してください。

※申請から助成決定までかなり時間を要します。助成決定の連絡後に、当初申請時から設備の価格が上昇している場合もありますが、その場合であっても、助成額は当初の助成決定額の範囲内となります。（助成額の増額は不可。）

なお、当初申請の内容に変更が生じた場合（購入設備の金額や品番の変更、広報表示方法の変更等）は変更申請が必要となる場合がありますので、必ず当課への連絡をお願いします。

また、設備の購入等にあたって、資金が不足している場合に、必要資金を一定限度で完了報告前に受け取ることができる「概算払（がいさんばらい）」制度があります。利用を希望する場合は事前にご相談ください。